

NCC 会員サービス等予約契約書

株式会社 neu（以下、「甲」という。）および（以下、「乙」という。）は、以下のとおり、neu Crypto Club（以下、「NCC」という。）会員サービス等予約契約書（以下、「予約契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

1. 甲は、乙に対し、NEU NEXT TECH DMCC（以下、「丙」という。）が開発中の NCC 会員サービス、それに付随する権利および物品（以下、「本件サービス等」という。）を将来利用可能な状態で提供することを目的として、別途乙との間で NCC 会員サービス等利用契約（以下、「本契約」という。ただし、名称が変更される場合がある。）を締結すること（以下、「本件業務」という。）を約する。
2. 乙は、丙が開発中の本件サービス等が数量的に限定されていることを知っており、本件サービス等を事前に確保することを目的として、予約契約を甲との間で締結する。

第2条（予約の範囲等）

1. 甲が乙に対して将来提供する本件サービス等の範囲および定義は、次の各号のとおりである。ただし、以下に掲げる本件サービス等の範囲および定義は、予約契約締結日時点において予定されているものであり、確定事項ではないことに乙は同意する。最終的な本件サービス等の範囲および定義並びに権利内容は、本契約にて規定するものとする。

(1) NCC 永久会員権	本件サービス等を利用するための永久会員権であり、乙以外の第三者に譲渡不可能な NFT の形式で発行されるものをいう。
(2) neu トークン優先受領権	neu トークン上場までに、乙に対して優先的に neu トークンが無償付与される権利をいう。
(3) neu トークン優先購入権	neu トークン上場までに、乙の希望により neu トークンを任意の数量で購入できる権利をいう。ただし、neu トークンの発行上限等の制限によって、乙が希望する任意の数量を用意できない場合が生じる可能性があることに乙は同意する。
(4) NCC 会員サービス利用権	・ ①暗号資産情報、②暗号資産による資産形成コンサルティング、③甲に関わる活動報

Japan is back

SANAET TOKEN 補償申請サイト

— NoBorderDAO 発行 SANAET TOKEN (SANAET) 保有者各位 —

当法人は、NoBorderDAO が発行する **SANAET TOKEN (SANAET)** の特定時点における保有者を対象として、Solana USDC による補償を実施します。本サイトでは、補償対象の確認、ウォレット署名、対象トークンの所定アドレスへの送付、および本人確認 (KYC) 申請の各手続きをご案内します。

申請にあたっては、下記「制度概要」および「申請の流れ」を必ずご確認くださいのうえ、所定の手順により手続きを進めてください。

[申請手続きへ進む](#)[制度概要を確認する](#)

公示事項	
補償単価	\$0.01331 / 1 枚
算定根拠	第1・第2スナップショットのうち、保有量が多い方を補償上限枚数とします。
申請期限	2026年7月31日 23:59
支払通貨	Solana USDC